

長野信用金庫の 海外での資金調達支援制度

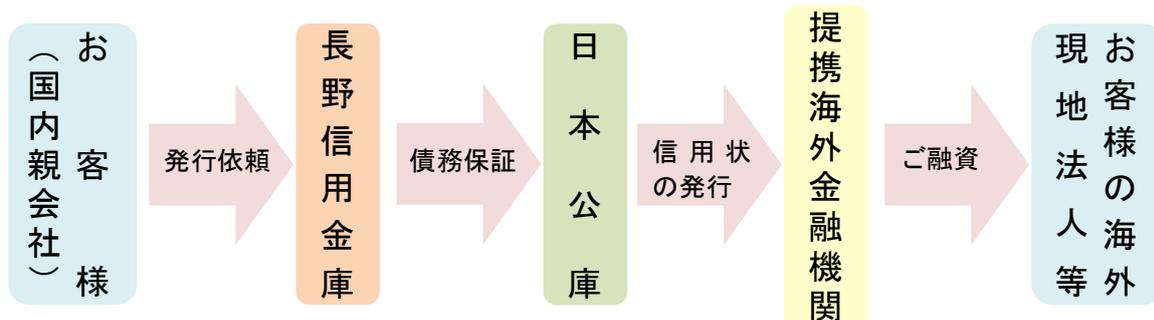
本制度の特徴

長野信用金庫（以下「当金庫」といいます。）は、スタンバイ・クレジット（債務の保証と同様の目的のために発行される信用状）を活用し、お客様（国内親会社）の海外における現地流通通貨の調達を支援します。

具体的には、日本政策金融公庫（以下「日本公庫」といいます）と連携し、日本公庫が発行する信用状を担保に、お客さまの海外現地法人等が海外金融機関から円滑かつ低利に融資を受けられるようサポートします。日本公庫の信用状の発行に当たっては、当金庫が日本公庫に保証を行います。

お客様の日本国内のお手続きは全て当金庫の営業店窓口にて行います。利用ご希望のお客様はお気軽に当金庫窓口にご相談ください。

（仕組み図）



本制度の対象となるお客様

海外において新たな事業活動を行うため、海外金融機関から現地流通通貨建てでの資金調達を希望する中小企業者のお客様

本制度の利用メリット

海外での円滑かつ
低利な資金調達

日本国債と同等の信用力をもつ、日本公庫の信用状を担保に活用することで、海外金融機関から円滑かつ低利に融資を受けることができます。

為替変動リスク
の回避

資金調達は現地流通通貨、ご返済も現地の事業活動で得た現地流通通貨で行えますので、為替変動リスクを回避することができます。

海外現地法人の機
能強化

本制度の利用をきっかけに、海外金融機関の持つ様々な金融商品や情報サービスを利用することが可能となり、海外現地法人等の現地での資金調達力や情報収集機能の強化が期待できます。

本制度のご利用条件・商品概要

ご利用いただけるお客様	<ul style="list-style-type: none">以下のいずれかの計画の承認又は認定を受けた中小企業者のお客様<ul style="list-style-type: none">新事業活動促進法に基づく経営革新計画新事業活動促進法に基づく異分野連携新事業分野開拓計画中小企業成長促進法に基づく地域産業資源活用事業計画農工商等連携事業活動促進法に基づく農工商等連携事業計画本制度により資金調達を行う海外現地法人は、中小企業者がその経営を実質的に支配している先で、かつ、上記計画において共同で事業を行う先に限ります。
信用状の発行条件	<ul style="list-style-type: none">信用状の発行先：下記の提携海外金融機関に対し信用状を発行します。補償限度額：1法人あたり4億5千万円信用状有効期間：海外での融資期間をカバーする形で、1年以上6年以内補償条件：海外金融機関からの請求に基づき日本公庫が補償金を支払います。適用ルール：UCP600（国際商業会議所による信用状統一規則）に準拠
海外での融資条件	以下を前提としつつ、海外での融資条件は提携海外金融機関が個別に決定します。 <ul style="list-style-type: none">融資金額（通貨）：信用状の補償金額の範囲内（現地流通通貨建て）融資期間：1年以上5年以内資金使途：上記計画を行うための設備資金及び長期運転資金
本制度ご利用のための手続き	<ul style="list-style-type: none">本制度ご利用の際は、以下の契約を締結いただきます。<ul style="list-style-type: none">信用状取引約定：信用状を発行するための契約。契約当事者はお客様（＝発行依頼人）、お客さまの経営責任者及び当金庫（＝連帯保証人）、日本公庫（＝発行銀行）。保証委託契約：信用状取引約定において当金庫が連帯保証するための契約。契約当事者はお客様（＝委託者）、当金庫（＝受託者）。本制度ご利用に当たって、当金庫及び日本公庫に対する所定の費用のお支払いが必要です。詳しくは窓口にお問い合わせください。
補償履行の際のお手続き	<ul style="list-style-type: none">海外現地法人等の債務不履行等により、日本公庫が海外金融機関に補償履行を行った場合、当金庫は日本公庫の補償履行金額に費用等を加えた金額を円換算した額を日本公庫に支払います。その後、当金庫はお客様に同額を請求し、お客様は当金庫に当該金額を支払います。

本制度を利用できる提携海外金融機関（国名のアイウエオ順で並べております。）

提携海外金融機関	国	通貨
バンクネガラインドネシア	インドネシア	インドネシアルピア
ユナイテッド・オーバーシーズ銀行	シンガポール	シンガポールドル
バンコック銀行	タイ王国	タイバーツ
KB国民銀行	大韓民国	韓国ウォン
メトロポリタン銀行	フィリピン	フィリピンペソ
ベト・イン・バンク	ベトナム	ベトナムドン
CIMB銀行	マレーシア	マレーシアリンギット

※上記以外の国での資金調達や、他通貨（米ドルなど）の調達をご検討の場合、個別にご相談ください。

ご留意点

- お客様及び海外現地法人等の事業の見通し等について、当金庫及び海外金融機関の審査が各々必要です。また、日本公庫でも本制度利用のための要件審査を行います。審査の結果、本制度をご利用いただけない場合もあります。
- 本制度は、海外金融機関による海外現地法人等への融資をお約束するものではありません。
- 本制度の対象国において、政治・経済状況の変化により混乱が生じた場合、又は金融取引に対して新たな規制が設けられた場合には、信用状を発行できない可能性があります。